

三田市議会ハラスメント根絶検討委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市議会としてハラスメント等を防止し、ハラスメント等への対応策を検討するため、三田市議会ハラスメント根絶検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置の設置及びその運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市議会におけるハラスメント根絶に関する条例案及び関連する例規案等（以下「条例案等」という。）の策定に関すること。
- (2) 市議会におけるハラスメント根絶に関する行動指針案（以下「行動指針案」という。）の策定に関すること。
- (3) その他議長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、会派から1名ずつ推薦された委員をもって構成する。ただし、会派に所属しない議員が複数の場合は、議長の許可を得て1名選出できるものとする。

2 議長は、検討委員会に出席し、発言することができる。

(委員の除斥)

第4条 委員は、自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、条例案等及び行動指針案の策定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

4 委員長は、会議を進行する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会の運営)

第7条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、第2条に規定する条例案等及び行動指針案を策定したときは、議長に提出するものとする。

4 議長は、前項に定める条例案等及び行動指針案の提出があったときは、議会運営委員会に諮り、その検討成果を生かせるよう努めるものとする。

(傍聴の取扱い)

第8条 検討委員会は、これを公開する。

2 検討委員会の傍聴については、三田市議会委員会条例(昭和35年三田市条例第2号)の規定を準用する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第7条第3項の規定により条例案等及び行動指針案を策定し議長に提出した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行後、委員長が決定するまでの間に行われる検討委員会の会議は、第7条第1項の規定に関わらず、議長が招集する。